

(第一類 第十一号)

第一百八回 国会 議院 通信 委員会

(八三)

昭和六十二年五月十五日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 深谷 隆司君

理事 白川 勝彦君

理事 額賀福志郎君

理事 田並 麻美君

理事 木下敬之助君

遠藤 武彦君

金子 一義君

鶴岡 高夫君

久野 忠治君

渡海 紀三朗君

二田 孝治君

宮崎 茂一君

伊藤 忠治君

松前 仰君

春田 重昭君

佐藤 勉弘君

郵政大臣 唐沢俊二郎君

郵政大臣官房長 成川 富彦君

郵政大臣官房人 森本 哲夫君

郵政省貯金局長 中村 泰三君

郵政省簡易保険 相良 兼助君

郵政省電気通信 局長 古田 和也君

郵政省放送行政 局長 森島 展一君

委員外の出席者

通信委員会調査 室長

衆議院出席者

衆議院出席者

委員の異動
五月十五日

辞任

園田 博之君

虎島 和夫君

遠藤 武彦君

金子 一義君

金子原二郎君

遠藤 武彦君

宮崎 茂一君

渡辺 紘三君

金子原二郎君

遠藤 武彦君

宮崎 茂一君

渡辺 紘三君

園田 博之君

補欠選任
同日

遠藤 武彦君

虎島 和夫君

渡辺 紘三君

金子原二郎君

遠藤 武彦君

宮崎 茂一君

渡辺 紘三君

園田 博之君

本日の会議に付した案件

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出第五五号)

一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号)

○深谷委員長 これより会議を開きます。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出第五五号)

一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号)

これより質疑に入ります。
質疑の申し出があるので、順次これを許します。松前仰君。

○松前委員 郵政大臣には連日委員会でお疲れだと思います。誠心誠意御答弁いただいていることに對し深く敬意を表したいと思います。そこで、最初にちよつと、きょうの法律案の前に郵政大臣の姿勢といいますか、それをお伺いしたい、そのように思うわけです。それはお答え方によつてはきょうの法律の審議それにも、私自身の質問というものについていろいろ考えなければいかぬところも出てくるかも知れぬ、そういうことでちよつとお伺いさせていただきたいと思います。

昨日のいろいろな質疑の中で、郵政大臣がマル優廢止の問題につきまして、最後まで廢止すべきではないというふうに頑張つたというお答えがあつたわけですが、その中で気になることは、本会議の席でもおっしゃつておりますけれども、大局部的立場に立つて考えるとどうしようもない、こういうお話をございました。マル優廢止の方向で考えるを得ないというようなお話をあつたわけです。大局部的立場というのは、政治家としては当然常に考えておく必要なものだと思うのです。だから、ここでやつていることはちつちつな立場なのかなと、そういうふうに言われますと私はこれで議論することはできなくなつてしまつわけです。大臣でありますから常に大局部的立場で考えておられるべきでありますから、そぞう意味で大局部的立場というのは一体何のことを言っているのか、そこをちよつとお話ししいただきたいと思うのです。

○唐沢國務大臣 昨年、各方面の御支援をいたしました。少額貯蓄の非課税制度存続のために金法の一部を改正する法律案を議題といたしました。そこで、先生からいろいろ御指導また御激励をいたしましたが、どうかこれからしっかりとした信念を貫きながら、この委員会でも大局部的立場に立つて主張していただいて議論してい

議録 第三号

(八三)

努力してまいりましたのですが、いろいろ税制問題の審議過程におきましたが、いろいろ税制問題がかなり広くなつてまいりました。また、所得税減税、これは国民から本当に強い要望のある問題でありますし、また、国会においても野党の先生から強い御要望が出される。私も皆予算の理事をいたしたことがありますが、大体予算審議の最後に出てくるのが所得税の減税でございます。それも非常に規模の大きいものをお考えになつていらっ

しゃる。そういうことで、そういう所得税を減税するというようなことを考えまして、それではやむを得ないということで決断をいたしたということがございまして、それが大局か小局かというとではございません。そういうこともいろいろ勘案いたしまして、政府の一員として決断をさせていただいたいということです。

先生方前から言つていらっしゃいます少額貯蓄といふものは、郵便局がお預かりをして、今残高が百兆を超えておりますが、これは非常に大きな貢献をしたし、日本の美風の一つである。金利自由化の昨今では大型の貯蓄がどうしても大事にされる傾向があるので、少額貯蓄といふものは今まで以上に大事にしていかなければならないという考え方はいささかも変わっておりません。

○松前委員 少額貯蓄を大事にしていかなければなりませんということが自体も、やはり大局部的立場に立つて考えて、それで判断をしなければいけないことがありますね。ですから、大局があつて別の面があつて二通り全然違う形があるというのは、これは私は政治家としてはちょっと問題があると思うのですね。そういうことで、きのうあたりの御答弁を聞いておりましてちよつと首をかしげるところもあつたわけですが、どうかこれからしっかりとした信念を貫きながら、この委員会でも大

たたまない、そのうつは思ひもよれてござります。
そこで、簡保、郵便年金の問題に入らせていた
だきます。

また大きな話になりますが、簡保、郵便年金は國營ということなのでござりますけれども、ほんの民間の保険とかそういうものに比べて特徴を持たなければいけないのじゃないだろうか。国でやっているというところになれば、民間と同じことをやっているようじゃこれは意味がないと思うわけですね。それがあちらこちらでかなり議論になって、簡保なんかは要らないよという議論も出てきているぐらいなのです。ところが、私に言わせれば、何か国でやらなければいけないメリットは必ず存在しているし、またそこが最近いろいろなところでどうも不足してきているというような感じがするので、その辺を郵政大臣としてはどうお考えになつてあるか、お聞かせいただきたいと思ふます。

○唐沢國務大臣 先生言われるよう簡易保険、郵便年金は国営でございます。したがいまして、一つの特徴は山村、離島を含む郵便局ネットワークによりあまねくサービスを提供していることだと思います。金融機関というのは民間でございますと採算を考えますが、そのとき大きく物を言うのは店舗政策なのですね。しかし、これは国営でござりますから、山村、離島まであまねくサービスを提供するということが一つだと思います。

それから、資金の運用に当たりまして、国民の皆様からお預かりした資金でござりますから、大部分は社会資本の充実に貢献をいたしております、これが大きな特徴ではないかと思っております。

今後もこののような特色を生かしまして長寿社会に向けた国民の自助努力を支援していく。御承知のように、公助、互助のほかに、これから長寿社会を迎えるようになると自助努力が非常に大事だということになりますので、国民の自助努力を支援して、国民の経済生活の安定と福祉の増進に積極的に寄与してまいりたいということで、これからは先生御承知のように夫婦年金の創設と

和六十二年五月十五日
か、また寝たきり老人の方に保険金を支給するとか、こういうこともさせていただきたい、このように考えております。

○松前委員 最近の世の中の傾向を見ておられますと、非常に競争原理、マネーゲームというようなことが横行しております、横行というと言葉が悪いですけれども、はやつておりますと、そういう中で落ちこぼれる部分が非常に大きい。全国あまねくという部分がまたかなり落ちこぼれて、今大臣おっしゃったようないろいろ他の分野についても落ちこぼれが出てくる可能性が非常に大きいので、やはり簡保、郵政省のやつておりますこの制度というのは非常に重要なだと私は思いますので、ぜひとも大臣のおっしゃるような方向で頑張っていっていただきたい、そのように思います。

郵政省の方にお伺いいたしますけれども、現在の簡易保険、郵便年金、これは日本の生命保険業界全体の規模からいってどんな位置づけになるか、シェアはどうなっているかというようなことをちょっと簡単に御説明いただきたいと思いま

の必要性、今後の高齢化社会に対応しますところの一人一人の国民の皆さんにニーズを自覚しておられるというようなことが根底にあるかと思思いますけれども、いろいろ新商品を開発しながら、全国の職員が打って一丸となりまして事業の発展のために努力をしてまいりつておる。特に昨日では無集配特定郵便局におきますところのカウンターセールスの伸びが非常にふえてまいりております。昨年度だけでも年間の契約の一割を超えるようなものが無集配特定局のカウンターセールスによるというようなこともあります。いずれにいたしましても、今後とも全員が大いに気を引き締めてやってまいりたいと思っておるわけでござります。

いような気がするのだけれども、そういうことはちょっと別にいたしましても、数日前、簡易保険、年金事業の六十一年度実績が新聞に出ておったのですが、かなりいい伸びであるというようなことが出ておりましたね。この原因はどこにあるのでしょうか。

○相良政府委員 昭和六十一年度の簡易保険の営業実績、郵便年金の営業実績についてまず申し上げたいと思いますけれども、六十一年度の新契約実績は、簡易保険が件数で六百五十万件、これは前年度に対しまして一・一%増ということに相なっております。また保険金額では約十四兆円であります。これは前年度比較六%増。なお、郵便年金の方は件数が二十万件、対前年度比二八%増、年金額におきましては三百九十九億円で約二六%増と、おかげさまで大変順調に推移をいたしております。

昨今のこの好調の原因ということでお尋ねがございますが、全般的に生命保険あるいは個人年金

民的課題であろうかというふうに考えるわけでありますけれども、その国民の皆様方の自助努力を支援してまいるというのが国営保険のまず最大の責務であろうというふうに考えるわけでござります。全国にくまなく配置をされております二万有余の郵便局を通じまして、社会の高齢化あるいは国際的にも金融の自由化といったような状況の変化が急激に押し寄せてまいっておりますので、これに対応するような商品を新しく開発しながら国民の皆様からお求めいただけるような良質な商品をさらに提供してまいりたい、このように考えておるわけであります。

高齢化社会ということになりまして、特に從前と違いまして夫婦という社会生活の単位が改めて非常に大きな意義を持つてまいるというふうに考えております。子育てを終わりまして五十歳代になりますと、人生八十年と言われますこの長寿社会におきましては、改めて夫婦二人での生活が、再出発と申しますか、大事になってくるわけであります。こういう意味におきましては、夫婦を単位としたします高齢化向けの商品の開発ということで、本年四月一日から夫婦年金を発売いたしました。さらにことしの秋には夫婦保険を発売いたしますということを考えておるわけであります。さらに、高齢化社会の一つの傾向でありますけれども、寝たきりになられる方あるいは痴呆症状を呈せられる方、そのために他人の介護を余儀なくされる、そういう方々のために介護保険を新しく戦列に加えまして高齢化社会への対応商品といたしたいということで、現在法案をお編いいたしておるわけでございます。よろしくお願ひいたします。

○松前委員 将来展望の内容についていろいろ具体的なお話をありました。高齢化社会というのが非常に問題になつてくるということのお話であります。私が、私ここで申し上げたいのはそれ以前の

○相良政府委員 長寿社会へ向けまして活力のある豊かな老後を送っていくことが今後の国す。
二

問題があるのじゃないかということを、問題があるというよりも注意しなければいかぬということ

つていかなければいかぬ、そういうふうに思うわけなのです。

毎日全国の郵便局を通じて集めてまいりますその資金が次第に大きなものになってまいります。こ

していくこといろいろ考えていらっしゃることは大変うれしいことでござります。

先ほどから傾向だの何だのを質問させていただけですけれども、相対的に見ますと、簡保いたわけですけれども、相対的に見ますと、簡保

うものをしていかなければならぬ、その辺の対策について郵政省は何か考へておられるでしよう。

入者の方々の財産的価値を維持し、さらに向上させていくというのもまた私どもの使命であるわけ

なりますけれども、これは掛けなければ介護保険の請求権が発生しないのです。現在の介護を必要とする人はおりないわけです。

の方でいきますと、新しい契約では新聞に出でているように上昇気味である。これは、上昇したから簡保は非常にもうかつているじゃないかという印象が深くなるような形で報道をされたのかどうか知りませんけれども、短期的には上昇気味である。現時点ではそうだ。だけれども、保有高とい

具体的に私から申し上げますと、同じ金融業であります郵貯ですね。郵貯と一緒にって、一体的になつて何かやるというようなことは考えたことがあるだろうか。その具体的な展望があつたらお聞かせいただきたい、そのように質問させていただきます。

でございます。昨今の御指摘のような環境の激変
がござりますので、従来の資金運用の範囲であります
しては十全な有利運用という点について非常に困
難な状況となつてしまつたわけでありますて、ぜ
ひとも対象範囲を広げ、さらには有利運用をする
ために、後ほど御説明いたしますけれども、簡保

○相良政府委員 簡易保険は国営事業であるということと同時に、任意に加入をいただいておりまして、ところの独立採算制の保険事業でもございましては、何ら手当が出ないのでないだろか、そういうことをちょっと心配するのですが、そこはどうなんですか。

うものは、これはシェアが減ってきてるわけですね。これは件数ですけれども、昭和三十五年は五〇%くらいのシェアだったのですが、昭和五十九年になると一三・六%というところで落ち込んできているわけです。民保の方は、最初、昭和三十五年は四六・七だったのが、五十九年には八一・八%。これがずっと伸びてきているわけですね。それから保険金につきまして、昭和三十五年は二二・四で、昭和五十九年は七・七といろとこまで落ち込んでいる。民保の方は三十五年に七四%、それが五十九年に七九・二。これはそれほど変化はないのですけれども、こういう数字があるわけなのです。こういうようにも、結局保有高等について民間保険、農協に比べまして低下してきているということがあるわけなのです。

○相良政府委員 前段先生の方から御指摘ございました、次第に生保業界の中において簡保の占める地位が低下をしつつあるのではないかという御質問、御指摘でございますけれども、昭和三十五年の時点から現在を考えますと、確かにかなりの率でシェアが低下をいたしてまいります。ただ、統計の中には、私どもが販売をいたしておりません集団保険、団体保険がかなりの部分入っているわけでありまして、その中で民間生保の個人保険を対象にいたしまして私どもとシェアを比較いたしますと、先ほど申し上げましたように保有契約件数では約三分の一ということで、この率はここ五年間はほぼ安定的に推移しておりますということに相なっております。

年金福祉事業団を介しまして指定金銭信託の単独運用という新しいシステムを導入するということにいたしました。

なほ、郵便貯金の方でも自主運用ということで、その芽生えが生じたわけでございますので、今後の資金運用等につきましても、ノーハウ等につきましては十分情報等の交換も含めましてお互いに協力し合うということでまいりたいと思いますし、さらには御指摘の業際的な問題等もありますて、郵便貯金あるいは私どもの簡易生命保険の商品等をドッキングさせまして、何らか新しい形の新商品というものができないかどうかということも内部的には検討を始めておるわけでございま

す。そういう点におきましては民間の生命保険と
形式的には変わりがないわけでございまして、保
険金の支払い等に充てます資金も、すべてこれは
加入者からお支払いをいただいておる資金をもつ
て充てる。したがいまして、相互扶助としての生
意保険といふことに相なりますので、既に保険に
御加入ができないような状態にある方、その方の
ために何らかをいたすということは制度的に甚だ
困難でございます。

そういうことで、先生御指摘の、今後急激に増
し寄せてまいります高齢化社会に対応するには国
営保険としていささか鉗かつたのではないかとい
つたような点につきましては反省もいたしますけ
れども、何せ新しい分野の商品でございますの
で、種々研究開発ということにつきまして時間が

ですから、今はちょっと調子がいいよということとで喜んではいられない。なぜ喜んでいられないかというと、金融自由化というもの、これがどんどん進展してきている。環境が変わってきてるわけですね。金融業界の垣根がだんだん取っ払われてきてる。こういうことになつて競争が激しくなつてくるという状況なわけです。だから、こういうような状況で高齢化社会が到来してくれば、さらにそれに追い打ちといいますか、もっと努力しなければいけない材料がふえてくるということなので、高齢化社会だけを考えているとちよつと問題があるんじゃないだろうか。要するに、現状の金融界の環境変化というのをまず考えてや

に対応いたしましてどのような対策なり考えでありますかということでございますけれども、私どもの生命保険という事業は、まずは募集に始まりまして、契約を締結をいたすということで、初めに契約ありきということになりますけれども、この契約が一たん締結されました後は、それを維持していく契約の所期の目的がそのままの目的となり達成をされると、いうことで力を注ぐわけでございまして、募集、維持、そして満期なりあるいは途中、保険事故がありましたときに保険金をお支払いするということで完結をするわけでございますけれども、何せ長期間にわたりましてお支払いをいただく保険料あるいは年金の掛金でありますので、

○松前委員 現在の世の中の状況と“いうものは大変変わつておりますので、十分注意してその辺を見ていただきて、将来的構想をきちっと立てていつていただきたい、そのように希望いたしたいと思ひます。

それから高齢化社会で先ほどお話をありましたけれども、とにかく非常に高齢化が進行しているということは事実でございます。歐米と違うのは、悠長に考えていたのではこれはしようがないということなんですが、要するに、我が国では非常に急に高齢化社会が起こつてきているということなんですね。現時点でももう既に大きな問題が出つたるということなんですけれども、それに対応

かかったわけでございます。今回おくればせながらそういう面で、介護を要すべき状態にある方のための、将来そういう状況になられる方のための保険というのを新しく発売をするという運びにいたしましたわけでございます。

○松前委員 要するに、この高齢化という問題は現時点でも非常に問題になってきておりますので、非常に近い将来介護保険というものが生まれてこなければいけぬと思うのですけれども、今のお話をだとちょっと鈍いということもございました。何かこれは国営という立場から考えていいわだきたいと私は思うのですね。従来の民間保険とかも、いろいろほかのところはありますけれども、

それと同じようなことをやつているということではなくて、法律を改正しても近い将来のお年寄りの問題点について教つていけるように考えていかなければいけないんじやないか。今私もまだ案はないわけすけれども、みんなで考えていきたいと思うのです。

一つは、大蔵省資金運用部へ預託する分があるわけです。簡保、年金については郵政大臣が大体運用権を持っているということなんですねけれども、大蔵省資金運用部、これは余った金がそっちへ行くということになつてしまつておりますけれども、余った金をそっちへ持っていくというようなことがあるぐらいなら、この資金でもつて何かできないだろうか。これはかなり法律改正を必要とするでしょうかども、そんなようにも思うわけでございます。これはお答えは要りません。いろいろな検討をしなければいけない、私も勉強しなければいかぬと思います。

しておるわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、預託金利の引き下げとか昨今の低金利の状況ということとも勘案いたしまして、その中でもできるだけ有利な運用を確実に行つていくというこの観点から、新たに簡保事業団等を活用いたすという措置をとったわけでございます。

また外国債や社債につきましても、市場が拡大をしておるということに合わせまして、従来保有を積立金総体の百分の十ということになつております。外債につきましては、御審議をいただいておりますこの積立金の運用法をお認めいただきましたものを百分の二十までお認めいただきたくということで、社債につきましては政令事項といふことで去る四月十日からこれを発足させております。外債につきましては、御審議をいただいておりますこの積立金の運用法をお認めいただきました後、範囲の拡大等について考えてまいりたいふうに思つております。

いずれにしましても、加入者から預かっております大事な、いわば共同の準備財産というべきものでございますので、その運用については十分に慎重の上にも慎重を期してまいりたい、このように考へる次第でございます。

○松前委員 もう時間が参りましたので終わりた

のでござりますが、いずれにしましても、これは国営の簡保ということで、民間ができるないことをやれるわけでありますので、非常に重要な制度でございます。ぜひとも利用者の立場をしっかりと守つてやつていけるようにこれからも御努力をいただきたい、そのように申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○深谷委員長 春田重昭君。

○春田委員 本日この委員会に簡易生命保険及び郵便年金の積立金運用法及び福祉事業団法の一部改正案、さらに、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部改正案が出されておるわけでございますが、國民にとってどういう点、どういう要素がプラスになるのか、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○相良政府委員 生命保険事業は、御加入をいた

だきました、契約によりまして月々保険料あるいは掛金をちょうどだいたいとして、契約の内容に

応じながら保険金の支払いをいたすあるいは年金を支払いたすということで、一種の双務契約でございますけれども、その過程におきまして生じます保険料、掛金等の運用という大きな問題をお支払いいたすこと、最近では、募集の方は極めて好調に推移をいたしておりますけれども、資金の運用の面でありますけれども、その過程におきまして生じます。

現在、資金運用につきましていろいろ努力をいたしております。六十一年度の決算はまだ出ておりませんけれども、現在、六十一年度に資金の運用がどの程度回りを示したかということは、推計でございますけれども、およそ七・二%強程度というふうに考へておる次第でございます。

○松前委員 もう時間が参りましたので終わりたのでござりますが、手元に持ち合わせております資料六十年度が七・六一%の運用利回りでありますので、○・四%ほど利回りが低下をいたしました。これも、六十一年度の特に後半から生じてまいりました金利の低下現象といふことが影響いたしておりますけれども、さらに六十二年度に入りましてこの現象は依然として続いているわけあります。ぜひとも利用者の立場をしっかりと守つてやつていけるようにこれからも御努力をいただきたい、そのように申し上げまして質問を終わらせていただきました。ありがとうございます。

○春田委員長 春田重昭君。

○春田委員 本日この委員会に簡易生命保険及び郵便年金の積立金運用法及び福祉事業団法の一部改正案、さらに、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部改正案が出されておるわけでございますが、國民にとってどういう点、どういう要素がプラスになるのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○相良政府委員 生命保険事業は、御加入をいた

で、さらに寝たきり等、人の介護を必要とするような状況を呈する、そういう傾向が強まっておりますのでそのための保険にあらかじめ壮年の時代から入つておいていただく、そしてお手伝いをする、そういうことを内容としたす法案の提出といふことで取り組んでおるわけであります。

○春田委員 簡易生命保険、それから郵便年金の資金総額でございますが、現在幾らぐらいあるですか。

○相良政府委員 六十一年度末で約三十二兆五千億円でございます。

○春田委員 六十一年度末で三十二兆円といふ御答弁でございますが、スタートした年は何年なのか、それから一兆円台に入った年は何年なのか、十兆円、二十兆円それぞれ、どういう年代といふますか、どういう年度に達成したのか、お答えいただきたいと思います。

○相良政府委員 資金は大正五年の簡易保険の創業以来徐々に積み立てられてまいりておるわけですが、手元に持ち合わせております資料が五十一年以降ということでお許しをいただいたのであります。五十一年度末の運用資産といふふうでありますけれども、五十一年度末の運用資産といつたしましては八兆二千億という数字に相当しております。これが二十兆に相なりましたのが五十七年度でございます。それから六十年度に二十八兆という数字になつて、六十一年度末で三十二兆円、こういうふうになつておるわけでございます。

○春田委員 大臣にお尋ねしますけれども、今局長からの御答弁、漏れましたけれども、私の手元の資料は、昭和三十八年四月十日に一兆円に達しました、昭和五十三年七月四日に十兆円、五十八年三月二十五日に二十兆円、今日においては三十二兆円、特に十兆円台になつて加速度的に伸びて高齢化の現象に対応する

まいつておる、これがその基本的な原因だろうと

いうふうに思われるわけでございます。その間に、御加入いただきます限度額も、昭和三十年代の前半ですと限度額二十万円という金額でありますけれども、現在は加入限度額一千万、一定の条件のもとには一千三百万まで御加入いただけます。そういう限度額もその効果の大きな部分だと

受けとめておられますか。

○唐沢国務大臣 その前の御尋ねで、急激な伸びに対するどう思うかということでございました。保険金額の増額とか、また、どんどん高齢化してきたというようなこともありますのでございましょうが、私も今数字を聞きまして、これほど急激に伸びているとは思つておりませんで、一瞬ちょっと驚いたわけでございますが、伸びたことは郵政大臣としては、非常に職員も努力して国民の皆さんに御協力いただいた結果でございますから、大変うれしく思つております。

何か三十二兆円というと世界の保険会社の最大になるということも聞いておるわけでございます。そうしますと、今先生懸念されましたように、官業の民業圧迫といふような問題が出ますが、私はそういうことは絶対あってはならないと思っております。しかし先ほどの、件数はともかく金額で申しますと、やはり簡保のシェアといふものは割合高いわけでございまして、民間の生保さんも非常に、大変な活力を持って業績を伸ばしておられますから、これは民間と両々相まって、切磋琢磨して国民にできるだけサービスするとい

おるわけでございます。

○春田委員 例えは保険料の過去の推移を見ますと、大体五年に一回郵政審議会の部会が行われておりますが、直近では五十九年の九月それから五十四年の九月に審議会が行われているわけでございますが、いすれも御存じのとおり保険料は引き下げられているのですね。これは死亡率が非常に低下してきた、また郵政省本体の経営の効率化、こういったこと等が理由であるみたいでございま

すが、今日こういった預託金利が下がったということでお一部、保険料値上げにつながっていくのじやないかという御意見もございます。しかし、運用対象が広がったわけですから、過去はずっとと上げるどころか下がっているわけですから、そういう面で、五年ごととすれば次は六十四年になりますが、その時点にも、一層の効率化を図つて、死亡率もどんどん低下しているわけでござりますから、保険料は絶対に値上げがあつてはいけないし、引き下げの方向でひとつ御努力いただきたい。大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○唐沢国務大臣 今後ともますます効率化に努めまして、加入者利益の維持向上に努めてまいりたいと考えております。さらに、今回の改正で社債と外国債の保有制限を百分の十から百分の二十一へ広げるよ

うにそれぞれなっております。最近の新しい状況の中で、社債と外国債の占有率を簡単に説明いただきたいと思います。

○相良政府委員 六十一年度末で申し上げますと、社債が約一兆九千億でありまして占有率は六・六%、外国債が約一兆六千億強でありますて、これが五・六%という数字に相なっております。

○春田委員 今御説明あつたように、六十一年度が社債の占有率が六・六、六十年度は七・七です。五十九年以前は四・七とか五・七前後でございました。外國債につきましては六十一年が五・六%、六十年が三・八ということで、五十九年は二・七

ということになつておりますて、それぞれ一〇%

の保有制限枠があるわけでございますが、今まで最高でも、社債については六十年の七・七、外国債については六十一年の五・六ということで、かなり余裕があるわけですね。それをさらに二〇%に広げる必要性があるのかどうかという疑問があるのですけれども、どうお考えになりますか。

○相良政府委員 先ほど御説明をいたしましたが、約三分の一の市場における有利運用ということが、最大限ハイリターンをねらうということと、この中で最大限ハイリターンをねらうということと、N.T.T.の誕生それから国鉄の民営化といったようなことになりまして、従来特殊法人債といふことで対処をいたしておりましたが、これらが

いすれも社債の枠に入つてくるといったような状況も生じてまいりましたし、できるだけ有利運用を図るという観点から一般的に社債、外国債の範囲をふやすということで、今後はその方面的の運用対象に有利と認められれば資金を投入していくといふことが予測されるわけであります。現在のところまだ一〇%には達しておりませんけれども、一〇%を超えるような局面も出てまいるといふことがあります。

○春田委員 確かに社債は從来七種類に限られたのを全業種に広げていったということで、今おつしやつたようにN.T.T.や国鉄の民営化、こういったいわゆる社債等も購入していくば、それはそれなりに占有率は上がつくると思いますが、外債に至つては先ほど話したようにまだ五・六%なんですね。今いわゆる米国のドル債というのは相当なリスクを伴うこともあるかもしないであります。大臣の御見解をいただきたいと思うのです。

○唐沢国務大臣 先ほど申しましたように、有利、高利に運用すると同時に安全かつ確実な運用をしていかなければならぬということで、外債についてはやはり慎重は要すると思つております。しかし、今局長が申しましていろいろな理由もありますが、外國債でも円建て債もあるわけでござりますし、今度はIBMとか特別の超優良企

か。

○相良政府委員 現在の外国債運用につきましては、主として国際機関でありますとかあるいはカントリーリスクの少ない上位十ヵ国で発行されま

す債券等を中心に、できるだけ安全な運用かつへ

イリターンということを考えてやつておるわけでございます。

先ほど先生から御指摘がありましたように、社

債の保有の伸びに対しまして外債の方は保有割合が急激に増加をしてまいつておりますて、この傾向でまいりますといすれ一〇%を超えるような傾向値を示すだろうということが一つあるわけでござります。さらに、昨今の為替市場が安定をいた

すというような状況になって、国内の債券と外国債との間の金利差が非常に有利であるという状況に相なれば、外国債に投資をするということはま

たそれなりの価値があるというふうに考えられま

すので、百分の十ということを緩和いたしたい、

このようにお願いをする次第でござります。

○春田委員 占有率を上げようという御努力、熱意はわかるわけでございますけれども、国内の社

債と違つて特に外国債というのは、為替変動とい

うのが相当激しいわけですから、そういう

面では利回りが少なくとも安全性のいいもの

を選ぶ必要があるうと僕は思うのですね。一〇%

を二〇%に持つていつたがゆえに、無理してやれ

ば大変なリスクを伴うこともあるかもしれないであります。そういう面で私は慎重にやつていただきたい、こう思つておるわけでございま

す。大臣の御見解をいただきたいと思うのです。

最後に大臣にお伺いいたしますけれども、この

特殊法人は国みたいな縛りがないということで、

非常に国民の批判が絶えず出でているわけでござります。本省としても、いわゆる定年後の落ちつき

ます。先、天下り先というような考え方ではないと思いますけれども、そういうふた本当に国民の納得する特殊

法人ならしめるためにも、私は厳しい本省の監査体制といいますか、監督が必要であろうと思うのです。

金利水準、為替の動向を十分に注意いたしまして、国内債と比較して有利であると判断した場合に今まで行ってきたわけでございますが、その点は十分慎重に運用させていただきたいと思っております。

○春田委員 最後になりますけれども、簡易保険

郵便年金福祉事業団の問題についてお尋ねしたい

と思います。

○春田委員 最後にありますけれども、簡易保

険郵便年金福祉事業団の会計検査院のい

わゆる指摘事項を調べてみると、相当過去にな

りますけれども、昭和五十三年、工事の不当事項が指摘されております。内容は、工事の契約に当

たりまして、指名競争でありながら最低入札者を

排除して一千六十五万円の割高な契約をした、こ

ういう指摘がされておるわけです。現在は指名競

争に当たり最低制限価格なるものは適用してない

と思うのですけれども、その点確認しておきたい

と思うのです。

○相良政府委員 大変申しわけございませんが、

先生の今の御質問に対しても、手元に資料等ござい

ませんので、ちょっとお答えを御猶予いただきたい

いとおもいます。

○春田委員 それでは後で資料で御提出いただきたいと思います。

最後に大臣にお伺いいたしますけれども、この特殊法人は国みたいな縛りがないということで、非常に国民の批判が絶えず出でているわけでござります。本省としても、いわゆる定年後の落ちつきます。先、天下り先というような考え方ではないと思いますけれども、そういうふた本当に国民の納得する特殊法人ならしめるためにも、私は厳しい本省の監査体制といいますか、監督が必要であろうと思うのです。

そういう面で、この特殊法人でございます年金福祉事業団に対しまして大臣の御決意をいただきますて、私の質問を終わりたいと思います。

○唐沢国務大臣 いろいろ今先生御指摘ございました。私も詳細に存じませんので、後でよく報告を受けておきますが、確かにいろいろそのような問題が起きたといけませんので、今後とも監督を強化してまいりたいと思っております。

○春田委員 どうもありがとうございますが、確かにいろいろそのような問題が起きたといけませんので、今後とも監督を強化してまいりたいと思っております。

○深谷委員長 木内良明君。

○木内委員 今回簡保においてもいわゆる介護保険制度を新設するということになつたわけでありまして、この点につきましては、急速な高齢化社会を迎えた我が国の状況を考えたとき、適切な措置であるということで評価をいたしたい、こういふふうに思つております。

しかしながら、既に民間では現物給付をつけた介護保険もスタートしているわけであります、こうした民間の介護保険と比べて、身体障害の基準でございますとかあるいは支払い、加入といった具体的な手続の面など、今回の改正案の内容について具体的にさらにきめ細かな措置を講ずべきである、こういふふうに私は思うわけでございます。まずこの点については、民間のものと比較する保険の発売は四社において行なわれております。まだ発売後日が浅いというようなこともございまして、また発売しておる会社の数も少ない、したがいまして、介護状態にある、介護状態を必要とする保険の発売は四社において行なわれております。

○相良政府委員 現在、民間の生命保険各社におきまして、介護状態にある、介護状態を必要とする保険の発売は四社において行なわれております。まだ発売後日が浅いというようなこともございまして、また発売しておる会社の数も少ない、したがいまして、ことし二月末の状況では、全社を合せまして四万件程度の加入ということにとどまつております。かかるわけでございます。

しかしながら、高齢化社会という現実が急速に進展をしてまいつておるという状況に合わせて鋭意研究開発をいたしてまいり、今回の発売ということをいたしたいわけでございますけれども、民間保険と比べて特に何か留意した点ということになりますと、現在の民間生保は、寝たきり老人は

寝たきりとして対象にしておりまして、あわせて病院状態を呈するという老人についての介護を要しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○唐沢国務大臣 いろいろ今先生御指摘ございました。私も詳細に存じませんので、後でよく報告を受けておきますが、確かにいろいろそのような問題が起きたといけませんので、今後とも監督を強化してまいりたいと思っております。

○春田委員 どうもありがとうございますが、確かにいろいろそのような問題が起きたといけませんので、今後とも監督を強化してまいりたいと思っております。

○深谷委員長 木内良明君。

○木内委員 今回簡保においてもいわゆる介護保険制度を新設するということになつたわけでありまして、この点につきましては、急速な高齢化社会を迎えた我が国の状況を考えたとき、適切な措置であるということで評価をいたしたい、こういふふうに思つております。

しかしながら、既に民間では現物給付をつけた介護保険もスタートしているわけであります、こうした民間の介護保険と比べて、身体障害の基準でございますとかあるいは支払い、加入といった具体的な手続の面など、今回の改正案の内容について具体的にさらにきめ細かな措置を講ずべきである、こういふふうに私は思うわけでございます。まずこの点については、民間のものと比較する保険の発売は四社において行なわれております。まだ発売後日が浅いというようなこともございまして、また発売しておる会社の数も少ない、したがいまして、介護状態にある、介護状態を必要とする保険の発売は四社において行なわれております。

○相良政府委員 現在、民間の生命保険各社におきまして、介護状態にある、介護状態を必要とする保険の発売は四社において行なわれております。まだ発売後日が浅いというようなこともございまして、また発売しておる会社の数も少ない、したがいまして、ことし二月末の状況では、全社を合せまして四万件程度の加入ということにとどまつております。かかるわけでございます。

しかしながら、高齢化社会という現実が急速に進展をしてまいつておるという状況に合わせて鋭意研究開発をいたしてまいり、今回の発売ということをいたしたいわけでございますけれども、民間保険と比べて特に何か留意した点ということになりますと、現在の民間生保は、寝たきり老人は

示されておりまして、もしこの種の商品が発売をされたとするならば加入をしたいあるいはぜひ加入をしたい、こういう御意向を示された方が五割でございまして、私どもの今回の介護保険は、寝たきりになられた方寝ておられないけれども、痴呆症状ということで當時他人の介護を必要とする、そういう画面の状況を保険の対象とする

いうふうに思います。また、もちろんこれは、特にこれに限つたことではありませんけれども、全

国津々浦々で手軽に御加入いただけるという、そういうこともあるわけでございます。

○木内委員 民間の生保の内容に比べて痴呆状態というケースにまで網をかけた、さらに取り扱いの窓口といふものが全国津々浦々、ローカルな地域にまで及んでいるということ、こうした特記すべき内容であるというふうに思います。

筆弁にありましたように、民間生保で、日は浅いといふものの約四万件程度の加入の実績があるということでおこないますが、今回のこの改正によりまして、これを上回るのか、どの程度の加入の見込みがあるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○相良政府委員 経済企画庁の推計によりますと、西暦二〇〇〇年、昭和七十五年に、介護を要すべき老人、寝たきり老人あるいは痴呆老人、合わせまして二百十六万という数字が推計されております。このように、高齢化社会の進展とともに介護を要すべき老人の数がふえてまいりということが一つ。

それから、先ほども申しましたが、民間各社とおりまして、このように、高齢化社会に対応するため常に新しく把握するということで努力をいたしておりますけれども、局内にも商品開発委員会といふようなものも設けまして、常々勉強をいたしておりました。このところでござります。

最近の、あるいは今後の近い将来というところで申上げますと、四月一日から夫婦年金を発売いたしました。御夫婦のどちらかが生存をされおられると、あるいは今後の近い将来というところでござりますけれども、局内にも商品開発委員会といふようなものも設けまして、常々勉強をいたしておられます。この問題は以上にいたしますが、いずれにしましても、高齢化社会に対応した新しい商品開発あるいはさまざまな措置の検討、いよいよもって精力的にお願いをしたいと思いますが、この問題に関する大臣の御決意を一言。

○唐沢国務大臣 先生おっしゃいますように、高齢化、自由化、国際化の昨今でございまして、保険事業も一大転換期を迎えておると思います。そういう意味で、国民のニーズを踏まえまして、今後とも商品、サービス面で次々に新しい施策を推進して、国民の御期待にこたえたいと思っております。

○木内委員 質問時間の関係で取り上げる問題が前後いたしますけれども、簡易生命保険や郵便年金の加入者の利益向上を図るために、資金の高利運用は最も重要な問題であって、この点には十分な留意がされていると判断をしたいわけであります。特に、簡保にありますてはその運用成果が配当金として直接加入者へ還元されるため、言つてみれば加入者の関心も高いのでありますて、今回の事業団への貸し付けや外国債等の保有制限緩和により、運用利回りというものはどの程度向上が見込まれるのか、簡単に答えてください。

○相良政府委員 その中でも簡易保険年金福祉事業団を経由いたします新たな運用、この点について一例として申し上げたいと思いますけれども、現在のところ年間三千五百億円を事業団に貸し付けをいたす、これを予算上積算をいたしておりますのは、現在の貸付条件でありますところの五・二%で貸し出しをいたして七・六%で仮に運用をいなすということになれば、これは六十三億円の有利運用という形になると、いうような算定をしたりしておりますわけでありまして、新規の積立金の運用についてあれやこれや、その他外債あるいは社債の運用範囲の拡大等々あわせまして、効果は十分あり得るもの、特に長期的にその効果が出てまいるものというふうに期待をいたしておりますのであります。

○木内委員 最後に、現在簡保年金特別会計からその余裕金が資金運用部に預託をされて、次の年一度に積立金に組み入れられるというシステムになつておるわけであります。これは本来は積立金と同じ性格のもので、簡保によって自主運用されるべきものであると考えますけれども、郵政省においても毎年予算要求されているようではありますか、大蔵との関係でいつも送られているというふうに思います。このとんざしていいる具体的な理由、今後の見通しについてお聞きをいたします。

○相良政府委員 先生からお話をありましたように、積立金と同様に余裕金を直接郵政大臣の管理下に置きまして運用したいという要求をこのこと

○木内委員 以上で終わります。

○深谷委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後零時五十五分開議

○関谷委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上田利正君。

○上田(利)委員 簡保二法の質問の前に、本委員会におきましても最大の課題という形で、最も重要な問題ということで論議してまいりました少額非課税貯蓄制度の問題につきまして、まず郵政大臣の所信をお聞きしておきたいと思うわけでございます。

それは、今期百八通常国会、あと十二日後の五月二十七日で、衆議院議長の裁定などに基づきまして会期を終わらうとしたしておりますけれども、売上税関連六法案は一応議長裁定によりまして廃案処理されるということが確定的な状況になりました。したがいまして、関連六法案の一つでこの少額非課税貯蓄制度を廃止されようとしたわけですが、存続ということに相なりました。郵便局を信頼し、利用してこられました国民にとりましても、あるいは私はど

ころ逐年予算要求という形で出しておるわけでござります。現在までのところ、残念ながらその実現を見るに至っておりません。

これがなかなか実現に至らないというのは、特別会計の余裕金は資金運用部資金で統一的、統合的に運用をするという仕組みになつておるという現行の法体制ということがあるわけでございまして、私どもとしましては、事業の性格上この余裕金の資金としての性質も積立金と何ら変わることがない、会計法上の単なる区分にすぎないということで言つておるわけありますけれども、それが実現するにはかなりの困難がある、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

も本委員会にとりましてもこんな喜ばしいことはございません。

そこで、大臣にお尋ねでございますけれども、この非課税制度がこれからもずっと維持されることは、郵政省を預かる大臣といたしまして本当によかつたなと思つてほつとしているかどうかということが一つです。それから二つ目は、閣僚の一人といたしまして、やはりそういう立場では困ったなと思っておるのかどうか、端的にこの点をお伺いしたいと思います。

○唐沢国務大臣 関係各方面の御支援を得ながら、特に先生から御指導、御激励、応援をいただきまして郵便貯金非課税制度存続に努力をいたしましたが、非課税存続の範囲をお年寄りから母子家庭、身体障害者まで広げていただき、また国民の願望であります所得税の減税を含む税制の抜本改正をするということの中で私も決断をいたした次第でござります。その後、今先生言われましたように、先月、議長さんのあつせんで協議機関が設けられることになりまして、そこで各党の英知を集めいろいろ御審議、御検討なさる。その中にこのマニュアル問題も入ってくるということでおざいますので、我々政府の方からとやかく申し上げるべき立場にはございませんので、その御審議の成り行きを見守つておるところでございまして、我々は法案を出させていただきまして以上は、そのお取り扱いは国会でお決めになるべき問題でござりますので、离んだり悲しんだりというよりも、謙虚に協議機関の御審議の成り行きをただいま見守つておるところでございます。

○上田(利)委員 大臣から端的にと思つたのですが、昨日から同じようなお考が示されました。いずれにいたしましても、この少額非課税貯蓄制度、私ども本委員会はもちろんでござりますけれども、郵政事業にとりましても非常に大きな問題だけに、ぜひこれからそれを維持するという形で大臣に頑張つていただくようを要望しておきたいと思います。

それでは簡保二法に対しまして質問に入らせて

いただきたいと思いますけれども、法案の内容に触れる前に福祉事業団の運営の実態等に基づいて、最初に全体的に質問をさせていただきたいと存じます。

ここに事業団の八六年度の「事業のあらまし」というのをいただいております。いつも事業団が出しておられますけれども、わかりやすく、非常に好評でございます。このパンフレットを見せていただく中で、事業団を運営するに当たりまして、業務上の重要な事項について審議するために入り者代表、加入者を代表するということは利益者を代表してということで利益者代表、それから学識経験者の代表などによりまして、これを見ますと十八名というところでございますけれども、運営審議会というのが構成をされておるわけでございます。ここで重要な事項については審議がされておるわけですけれども、この審議会で決定した事項等につきまして、もちろん郵政大臣にこれを答申をしたり、あるいは報告という義務があるのだと思うのでございますけれども、事業運営にどのように反映をされてきておるのか、まず最初にこの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○相良政府委員 簡保年金事業団の運営につきましては、できるだけ加入者の方々の声を反映をすることにいたしております。つながらなく開催をされておりますけれども、この運営審議会の中でいろいろ御意見がありまして、それをどのように吸収をし、実施に移したかということでございまが、幾つも小さいもの等もございます。そのうちで幾つかを例示的に申し上げてみますと、ゲートボール場を設置をした方が有効だという御要望等がありまして、最近では保養センターあるいはレクセンター等にはゲートボールを主体にや

つておるというようなこと、それから、從来の保養所ではどちらかといいますと日本式旅館といふスタイルが多かったのでありますけれども、これを御要望にこたえておるとか、その他もちろん、職員の接遇の問題でありますとか施設の改善、さらには全国的な施設の中で特に御要望が高いような保養所について優先的に改修を行つていく、そういうことも大いに御意見を徵しておるわけでございます。

以上でございます。

○上田(利)委員 今局長から御答弁いただきましてけれども、施設の改善の問題であるとか、あるいはゲートボール場もお年寄りのためにつくった方がいいじゃないか。審議会の中ではいろいろな、さまざま意見も出てくるんでしようけれども、これも重要なことは申しませんけれども、いわゆる審議会の設置の目的は、この事業団を運営するに当たって特に重要な事項について、運営上の事項についてといふ、こういうことでござりますから、もちろん、事業計画を立ててそれをどうするのか、あるいは事業の状況がどういふうになつてゐるのか、あるいは毎年毎年の事業年度における決算の状況、収支の状況などはどうなのが、こういうようなことも恐らくやられて、そしてどう対応するのか、あるいは国に対しましても、さらにどういう手諳をしていくのかといふようなことも運営審議会の中ではやつてゐるのではないかと思うのでござります。そういう点で、そこで審議された問題が郵政省、いわゆる國の側にどのように反映されているかと、いうことでお尋ねしたわけですから、その点、もう一度明確にお答えをいただきたいと思います。

同時にもう一つは、この事業団は役職員で三千名ぐらいと聞いておりますけれども、簡易保険センター、保養所などには非常に職員が多いわけでございます。ここにも労働組合がございまして、郵政省の職員で結成をしております全通信労働組合と同じ組合にほんどの人が加盟をしておられ

るわけでございます。やはり事業は人なりと言われております。昨日の唐沢郵政大臣の所信表明の中にもございますように、近代的な労使関係というのも、労使信頼関係の原則と申しますか、それがござりますけれども、全通信労働組合との中でこの事業団をより効率的に、あるいは事業団の事業が伸びていくためには全通とどのように話し合をしているのか、あるいは団体交渉事項などに従事しているのかどうか。この点もあわせて二つお尋ねをしておきたい、こう思います。

○相良政府委員 まず第一点の運営審議会等の意見が私どもの方に反映されるかどうかというお尋ねに対しても、あります。運営審議会が開催をされます都度、その報告内容を私ども求めまして、その内容によりまして事業団とよく相談をして、施設の改修その他につきましても、手当てを必要とすると思われるものについてはやつておるわけでございます。

それからお尋ねの第二点の労働組合との関係でございますけれども、福祉事業団の提供しますサービス内容はおおむねお客様に直接サービスを提供するという加入者福祉の実態がござりますので、一人一人の職員が心のこもったサービスを提供いたしまして、お客様から十分満足のいただけるような接遇内容ということが何よりも肝要なわけでございます。そういうふうな接遇をするためには職場というものが和気あいあいとして活力があるということは何よりも必要なことでございますので、労働組合とも十分意思疎通を行ひながら円滑な運営を期していくということです。

○上田(利)委員 そこで、労使関係も円滑にうまくなつておるということですから、問題はないと思えます。

思うのですけれども、組合代表を運営審議会の委員に一名ぐらい入れた方がいいのではないかと思うのでございますが、この点いかがでございますか。

○相良政府委員 お答えいたします。

運営審議会の委員は加入者の会を代表いたします委員でございまして、それぞれ地域別にその地域の加入者の会の会長を務めておられるその地域での学識経験者でありますとかあるいは地方自治体の長でありますとか、そういう方々によつて構成をされておる。そのほかに学識経験者といたしまして何人かの方を御依頼申し上げておる、こういう内容であるわけでございます。そういう状況であることを申し上げておきます。

○上田(利)委員 今局長おつしやったことはもう承知しております。全部、各簡易保険年金加入者の会の会長がブロック別に出ておりますから、それは承知しておりますし、十八名の委員でこれは構成して年二回ということですが、その中にやはり職場代表と申しますか、労働している立場の中での実態なども話をしたり、あるいは他の委員の要望なども——働いている立場から労働組合の代表を入れた方がいいと思うんだけれども、それについてどうなのか、こうお聞きをしているのでござります。

○相良政府委員 この運営審議会は、事業団法の第三十三条に基づきまして、加入者の方々の御意見を聞くということで構成をいたしております。けれども、この中に学識経験者なども、これまで見ましたけれども、この中に学識経験者なども、これで見ますと四人ですか、おられるわけでございまして、特段の問題がないというふうに承知をいたしております。

○上田(利)委員 そこで、労使関係も円滑にうまくいくておるということですから、問題はないと思えます。私は、この意思疎通その他、現在の労使関係は事業団におきまして十分円滑にいつております。これにつきましては、後で御質問したいと思いますけれども、六十一年度の事業実績はどうなつております。それから六十事業年度の決算を見ますと、二億七千万円の欠損金が出てきておる、こういう内容になっております。五十九年度一億四千二百万元、六十年度が倍近く二億七千万円。欠損金というのは赤字でございまして、この点については後で御質問したいと思いますけれども、六十一年度の事業実績はどうなつております。それから六十事業年度の決算を見ますと、二億七千万円の欠損金が出てきておる、こういふことでござります。

○相良政府委員 先生御指摘のとおり、当期欠損

この働く者の代表というような形の中で入れないかどうか、こうお尋ねをしておるのであります。

○相良政府委員 法律の中で、加入者の利益を代表する方々で御意見をいただくということになりますので、学識経験者、大学教授等にもお

願いをいたしておりますけれども、その当該簡保事業団のサイドの方の職員、その意見につきましては別途の場でいろいろその意見を聴取して反映をしていくということでやつてまいりたいと思うわけでございます。

○上田(利)委員 それでは時間の関係でございまから、次の問題に入らせていただきます。

今日までの事業団、福祉事業団でございますから、福祉を中心いろいろな事業をやってこられました。この業績が公団が出しましたとのパンフレットの中にも出でておるのでありますけれども、これを見ますと、六十年度の業績ということで、五十九事業年度の決算と六十事業年度の決算見込みといたことで、これは六十年度の決算は出てこれが訂正をされておりますから、六十年度の決算も出ておりますが、五十九年度で見ますと、損益計算書によりますと、この五十九事業年度におきましては一億四千二百万円ですか、当期欠損金が出ておる。それから六十事業年度の決算を見ますと、

このところに、この学識経験者といふふうな中でそこそこ思ひますね。したがつてその辺に損金という経理をいたしておりまして、その雑損

金が生じます。やえんは減価償却上の問題でございまして、事業団の平常の業務運営と関係のない経費ということになります。その経理で当期の損益に赤字が生ずるという状態になつております。

ちなみに申し上げておきますと、五十九年度の
雑損金が九億六千三百万円、六十年度が九億四千
四百万円、そして六十一年度におきましても六億
三千七百万円の雑損金を生ずる見込みでございま
す。

う形で赤字になつた形で計算書が出されてくる。だから、職員とかあるいはこの事業に携わつている管理者の皆さん方を含めて一生懸命やり、よりよいサービスをより提供しながらこの事業団の福祉施設を運営されておつて、その中では事業収益は出ておるわけです。黒字になつておるけれども、これが最終的には欠損金という赤字になつてしまつてゐる。

のでありますて、その辺の改善と「いもの」をこれ
から事業団に指示をして明確にしていかなければ
ならぬと思ひますが、考え方をお聞きしておきたい
いと思ひます。

利運用部分で市場で運用いたしますものが全体の三分の一近いわけありますが、これの運用計画、社債等に運用いたしますのが約一兆円でございますので、その三分の一相当といたしまして三千五百億を事業団において運用をする、残る三分の二につきましては簡保の方でやつていく、そういうことを考えたわけでござります。

○上田(利)委員 この難損金が問題でございまして、私もいろいろと検討させてもらいました。事業団の会計といいますか、経理そのものが非常に複雑でございまして、ただこれで見る限りでは、こういうパンフレットが配られましてこれが行つておりますと、これを見た我々、ほかのお客様でもそうございましょうし、あるいは運営に携わる人たちもそうでしょうけれども、何だこれは、こんなに赤字になつていいのか、こういう形に見てしまうのですね。

ですから、この事業團につきましての施設の建設等につきましては、いわゆる郵政省からの出資金といいますか、國からの出資金、これは事業團に入りますと資本金収入ということになるのでありますようけれども、この出資金でいろいろな施設、例えば今好評になつております大阪の総合検診センターなどは非常に立派なものでございまし

十年とか十五年前に建てた、そういう古いものの中で改善をする施設もたくさんある。あるいは、暑い地域でありながらクーラーも入っていない、そういうものも取りつけるためには少し改築をしなければならない。そういうふうなものは当期の、その年度の予算にないものですから、それが翌年度要求、そして決算されるときには二年後にいわゆる欠損金として入ってくる。それをそこで収支計算をしていかなければならぬということであり、最終的には欠損金という形で当期年度の事業内容が赤字ということになる。だから、六十年度の決算で見ますると、五十八年度のそういう施設等に使った金が六十年度へ回ってきて、そこで収支決算をされますから、結局ここで欠損金がたくさん出てくる。そしてその欠損金がまた繰り越しということになってしまいます。

いたしまして、実際上の財産価値が損じないよう手当てをいたしております。この手当てが、先生御指摘のありましたとおり、翌年度になりますてその額が確定をいたしまして、予算化しますのはその次年度ということになりますので二年おくれで手当てをしておる、そういう状況にありますて、御指摘のような当期欠損金にその部分が反映されてくるということで、六十年度あたりをとりますと実質的に黒字ではないかといふのは先生のおっしゃるとおりでござります。この雑損金につきましては、わかりにくいという御指摘ごともござりますので、今後この改善の方について検討してまいりたいと思っております。

○上田(利)委員 ゼひ検討していただきたいと願います。

それで、次の問題でございますが、積立金の運

○相良政府委員 まず貸し付けをいたしましてその状況等も注視してまいり、そういう中で次年度以降について改めて検討してまいりということになりますが、こういうシステムをつくたわけではござりますので、今後当分の間は継続して事業団に貸し付けをいたし、有利運用を図つてしまいたい。その貸付額等についてはおおむね三千五百億を、スタートの年を基準にして新增という形で当分参る。全体の簡保の資金のバランスの中におきまして妥当な額を計上していきたい、このようになります。

○上田(利)委員 法第三条二項の関連でござりますけれども、社債及び外国債の積み立ての総額に対する保有制限をそれぞれ百分の十を百分の二十九とすることで倍に改正されております。双方を合わせますと、積立総額三十二兆円でござりますから、これの四〇%ということになりますと十二兆

て、言うならばそういうふうな施設を出資金によって建設をどんどん行つてきておる。さらに、事業運営のための交付金ということで、六十年度を見ましても百六十一億円ぐらいの交付金を事業団がいただいている。しかも、そういう中で事業收入は、自分たちがお客様に泊まつていただいたり、いろいろなことをやりながら二百五十二億ぐらいの収益を上げております。ですからこの建設関係、施設費等を除いていきますと、事業収入だけで、それぞれの施設を管理運営している中では実はかなり事業収益を上げておられるんですね。そういう状況になつておるにもかかわらず、結果収支決算した場合についてはこれが欠損金とい

少し、別会計と言つてはおかしいのですけれども、会計は一緒にございますが、普通の場合には、損益勘定と、そして建設等に投資する勘定科目は建設勘定というような形になるのです。これは事業団としては一緒にやっておりますけれども、経常損益と特別損益と申しますか、いわゆる欠損金などが出て、そういうふうな形で明確な損益計算書でやっていかなければ、どうも見えたところ毎年毎年当期欠損金が一億も二億も出てきている、これは大丈夫なのか、そういう事業団に今度簡便二法で新しい事業を引き受けたてもらおわけでございますが、そんな事業団に危なくて任せられぬじやないか、そういう見方になつてはいけないとと思う

用に關する法改正が出ております。
午前中の答弁の中でも明らかになりましたように、事業団への貸付額は初年度、六十二年度を初年度といたしておりますが、三千五百億円ということでございますけれども、その根拠は何かといたしましてござります。そしてまた、今後の貸し付けることなどございます。そしてまた、今後どのようになっていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

八千億、約十三兆円という額になるわけでござります、最高までいきますとね。そういうふうに倍にこれを改正しようといたしておりますけれども、少し偏り過ぎておるじゃないか、問題が発生しないかどうか、この点どうでしようか。

○相良政府委員 現在の保有限の規定では、金融債が百分の二十、それから金銀信託への制限が百分の二十というふうに規定をされておりまして、外債と社債につきましては百分の十といふことで保有限の規定がござります。現在の有利運用を図っていくそういう状況の中で次第に総合的な額もふえてまいっておりまして、六十一年度まで申し上げますと社債の方が六・六、外債方に

のあります。その辺の改善というものをこれから事業団に指示をして明確にしていかなければならぬと思いますが、考え方をお聞きしておきたいと思います。

○相良政府委員 先生の方からお答えをいただいたようなことで恐縮でございますけれども、保養センター等の増改築に伴います耐用年数の経過による建物部分の取り壊し、これによつて発生いたしました残存価額相当分を雑損金という形で処理いたしまして、実際に財産価値が損じないよう手当てをいたしておるわけでございます。この手当てが、先生御指摘のありましたとおり、翌年度になりますてその額が確定をいたしまして、予算化しますのはその次年度ということになりますので二年おくれで手当てをしておる、そういう状況にありますて、御指摘のような当期欠損金にその部分が反映されてくるということになりますあたりをとりますと実質的に黒字ではないかというのは先生のおっしゃるとおりでございます。この雑損金につきましては、わかりにくいという御指摘ごともござりますので、今後この改善の方について検討してまいりたいと思っております。

○上田(利)委員 ゼひ検討していただきたいと願っています。

それで、次の問題でございますが、積立金の運用に関する法改正が出ております。

午前中の答弁の中でも明らかになりましたように、事業団への貸付額は初年度、六十二年度を基年度といたしておりますが、三千五百億円ということでございますけれども、その根拠は何かといふことでございます。そしてまた、今後の貸し付けはどのようになつていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

利運用部分で市場で運用いたしますものが全体の三分の一近いわけであります。これの運用計画、社債等に運用いたしますのが約一兆円でございますので、その三分の一相当といたしまして三千五百億を事業団において運用をする、残る三分の二につきましては簡保の方でやつていく、そういうことを考えたわけでござります。

○上田(利)委員 今後の貸付額についてはどうですか。

○相良政府委員 まず貸し付けをいたしましてその状況等も注視してまいり、そういう中で次年度以降について改めて検討してまいることと相なりますが、こういうシステムをつくったわけでございますので、今後当分の間は継続して事業団に貸し付けをいたし、有利運用を図つてまいりたい。その貸付額等についてはおおむね三千五百億を、スタートの年を基準にして漸増という形で当分参る。全体の簡保の資金のバランスの中におきまして妥当な額を計算していくたい、このよう考えております。

○上田(利)委員 法第三条二項の関連でございますけれども、社債及び外債の積み立ての総額に対する保有制限をそれぞれ百分の十を百分の二十二とすることで倍に改正されております。双方を合わせますと、積立総額三十二兆円でございますから、これの四〇%ということになりますと十二兆八千億、約十三兆円という額になるわけでござります、最高までいきますとね。そういうふうに倍にこれを改正しようとしたしておりますけれども、少し偏り過ぎておるじゃないか、問題が発生しないかどうか、この点どうでしょうか。

○相良政府委員 現在の保有制限の規定では、金融債が百分の二十、それから金銀信託への制限が百分の二十というふうに規定をされておりまして、外債と社債につきましては百分の十ということで保有制限の規定がございます。現在の有利運用部分で市場で運用いたしますものが全体の三分の一近いわけであります。これの運用計画、社債等に運用いたしますのが約一兆円でございますので、その三分の一相当といたしまして三千五百億を事業団において運用をする、残る三分の二につきましては簡保の方でやつしていく、そういうことを考えたわけでござります。

たしましても五・六というシェアになつてしまつております。特に今回、資金の有利運用という点につきまして対象範囲を拡大いたしまして、さらにはNTTやJRというような新しい社債への分類といふようなことも相ましまして、内外の金利差を十分にらみながら有利運用という点において機動的、弾力的に対処をしていきたい。百分の二十といふその上限の方よりも、今後の状況の中でただく、そのために百分の二十といふ形でお願いをいたしたいということでございまして、合わせて百分の四十といったようなことは考えていないということでございます。

○上田(利)委員 もう余り時間がございませんから、次の問題をお聞きします。

事業団の運用益でございますけれども、事業団は五・二%で借り入れましてこれを運用していくということですけれども、午前中の局長の御答弁にもございましたように利回り七%ぐらいで借り入るだろう、いこうと。今超低金利時代と言われておりますから、なかなかこれもかなり努力しないと、失敗すれば大変なことになつてくると思うのか、この点お聞きをしておきたいと思います。

○相良政府委員 しかも事業団は初めてこれをやるわけでございますから、自信を持てるのかどうなのか、この点お聞きをしておきたいと思います。

○相良政府委員 簡便事業団で資金を有利運用していただくわけでありますけれども、指定金銭信託で運用をいたしますので、実際には十分なノーハウを蓄積しておりますところの信託銀行が活用するという点に相なりまして、また簡便事業団も厚生年金基金を昭和四十六年以来指定單で運用しておりますので、その経験と実績も有しております。いろいろ例を聞きますと八八程度に回つておるというものが多いためであります。最後で○上田(利)委員 もう時間がありません。最後でございますが、納付金の関係でございます。

初年度の納付金、平年度の二分の一といふこと

になりますね。ですから、この納付金をどのくらい見込んでいいかということと同時に、初年度、事業団が積立金を積み立てねばならぬということになりますね。そこで、この納付金をどのくらい積立金はどのくらい積み立てるのか、まあ三年くらいで積み立てるのだろうと思うのでござりますけれども、この納付金の見込み額と積立金、これについてお答えを願いたいと存じます。

○相良政府委員 お話をありましたとおり、三千五百億を一応五・二%で貸し出しをして、それを七%に運用して、準備金を差し引きまして収益の部分を納付させるというシステムにいたしておりますけれども、平年度で申しますと六十三億円の納付になるのですが、現時点で、六月からこの三千五百億の運用を事業団で指定金銭信託で行なうということになると四十二億円ということになります。

なお、準備金につきましては、御指摘のとおり三年間で貸付金の1%分を事業団において準備をするということに相なりますので、その初年度におきましては一%分の三分の一、〇・三%をまず準備金として積み立てるということを考えております。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金としてやつていくことで、具体的に三千五百億を分割して貸し付けをするか、それともどんの時期に一括して貸し付けるかということについては現在検討をしておりますので、そういう仕組みを申し上げさせていただきます。

○上田(利)委員 事業団がこの事業を扱うわけではございますけれども、ぜひ、大臣を含めまして十分な対応をして成果が上げられますように、目的が達成されますように期待をいたしまして、時間が来ましたから終わります。

○閑谷委員長代理 阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 今、簡易保険、郵便年金、それと民間の生命保険があるわけですが、簡易保険、郵便年金というのは今度の改正に基づいて運用されいく。そこで、民間の生命保険と郵政省のや二%で借り入れまして最低利回り七%であります。これが二%の一といふことになりますが、その中から事業団が積立金を積み立てねばならぬということになりますね。そこで、この納付金をどのくらい見込んでいいかということと同時に、初年度、ことし積立金はどのくらい積み立てるのか、まあ三年くらいで積み立てるのだろうと思うのでござりますけれども、この納付金の見込み額と積立金、これについてお答えを願いたいと存じます。

○相良政府委員 私どもの簡易保険は郵政省設置法を根拠といたしておりまして、簡易生命保険法、郵便年金法さらに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律、今度御審議をいたしましてお答えを願いたいと存じます。

お話をありましたとおり、

一方民間の生命保険会社は、準拠法が株式会社であります場合は商法であります、会社の形態が相互会社であります場合は保険業法に準拠いたします。つまり、この法に準拠いたしておられるというところで、準拠法の違いということがまずあるかと思ひます。

それは特色と申しますか、どのような点が簡易保険の特徴であるかということでござりますけれども、まずは二万以上の郵便局、これは保険でいえば支店、営業所に当たるわけでござりますけれども、全国に二万以上の営業所を有しておりますけれども、まさに二万以上の郵便局、これは保険でござります。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金としてやつしていくことを考えております。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金として積み立てるということを考えております。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金としてやつしていくことで、具体的に三千五百億を分割して貸し付けをするか、それともどんの時期に一括して貸し付けるかということについては現在検討をしておりますので、そういう仕組みを申し上げさせていただきます。

○上田(利)委員 事業団がこの事業を扱うわけではございますけれども、ぜひ、大臣を含めまして十分な対応をして成果が上げられますように、目的が達成されますように期待をいたしまして、時間が来ましたから終わります。

○閑谷委員長代理 阿部昭吾君。

また、職業による加入条件に差がないということとも簡易保険の一つの特徴ということになつておられます。民間保険ではおおむね職業、特に危険性の高い職業に従事をされます方の保険加入につきましては保険料の割り増しとかいったような措置をとるケースが多いのでありますけれども、私どもの場合は加入条件に差がないことが一つあります。

簡便に御加入をいただけるということで、現在までの多くの国民に御利用いただきまして、現在保有しております契約件数が五千七百万件を超えるということになりました。私ども、私どもしまして簡易保険、郵便年金事業を經營いたしておるということになるわけでございます。

一方民間の生命保険会社は、準拠法が株式会社であります場合は商法であります、会社の形態が相互会社であります場合は保険業法に準拠いたします。つまり、この法に準拠いたしておられるというところで、準拠法の違いということがまずあるかと思ひます。

それは特色と申しますか、どのような点が簡易保険の特徴であるかということでござりますけれども、まずは二万以上の郵便局、これは保険でいえば支店、営業所に当たるわけでござりますけれども、全国に二万以上の営業所を有しておりますけれども、まさに二万以上の郵便局、これは保険でござります。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金としてやつしていくことを考えております。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金として積み立てるということを考えております。そういうことによって三年間で一%分相当を準備金としてやつしていくことで、具体的に三千五百億を分割して貸し付けをするか、それともどんの時期に一括して貸し付けるかということについては現在検討をしておりますので、そういう仕組みを申し上げさせていただきます。

いま少しく具体的に申しますと、加入の際に別に医師の診断を必要としない、いわゆる無審査保険といふこともその一つの特徴でございます。そのかわり限度額といふものが設けられておりまして、現在は一定の条件のもとに一千三百万まで加入ということに相なつておるわけであります。

確かに国営の生命保険であり、かつ非営利の生命保険であるという点が特に特徴的であるといふふうに申し上げてよろしかろうと思いまます。いろいろな意味で相当無制限、と言つていいのかどうかあれなのですけれども、郵便局のやるこの種のものは今の時代からいふと制限が非常に厳しく過ぎるのではないかという感じを持つておるのであります。私などはもうちょっと入つてもいいと思つても、いや、あなたはこれ以上入つてはいけません、奥さんを入れなさい、これが入りましたら、違った家族をもつと入れなさい、こういう格好でやつてくる。まだ若い子供なんていうのは、そんなにあ保険などと言われてもみたいな感じになる。今の時代からいふと、民業とのバランス

をどのようにとるのかという問題はあるにして、も、もうちょっと限度を彈力的に考えられていいのではないかと私は思うのですが、そのあたりは、民と官、この関係でやはりこれからもしばらくある程度というものを相当地ちっとしていかなければならぬ、こういうふうに認識しておいていいのかどうかという点ですね。

○相良政府委員 先ほど先生のお尋ねによりまして、準拠法規の違い、その他簡易保険の特色といふものについてお話し申し上げたわけでございまして、生命保険あるいは個人年金につきましては、それの会社によりまして若干ずつは商品としてのいろいろな面での特徴があるということでありまして、私どもも他社の商品にできるだけ見劣りをしないような、あるいは国営保険としてふさわしいような形の商品の発売ということに常に気を使っておるわけでございます。

○阿部(昭)委員 実は最近、例えば勧説に郵便局の方がやつてくる。来られた方は昼の日中にやつてこられてもおらぬ。私なんぞは日曜日でないとうちいることはない。日曜あたりにちゃんとやつてくるのですね。あるいは日中じゃなくて、ども夕方あたり彼は帰つてくるらしいというので、そのあたりにちゃんとやつてくるのですね。

方が仕事に出られるということ、いわゆる共働き家庭の増加、あるいは働いておられなくても余暇の増大ということで主婦の方に外出の機会が多い、さらには週休二日制が次第に定着しつつあるといったようなこともございまして、日中の間ににおける在宅率が年ごとに低下をしてまいりております。

○阿部(昭委員) 以上で終わります、郵政省のこの事業を取り巻く客観的状況は非常な速さで変化を続けておる、こういう状況の中に的確に対応されて立派な成果を上げられるようには希望して質問を終わりたいと思います。

う措置を講ずれば長期的には必ず有利になるというふうに考えておる次第でございます。

ようにもやられているのか。今後も恐らく、今の時代ですからそんなような、普通の御商売と違つて、毎日出中かけていつたら相手がおつて、そこで加入がまとまつたとかなんとかならぬ場合が保険とか年金というのは性格上非常に多い。そういう場合に、少なくとも郵便局ですから労務上はいろいろやりづらい面はあるのじゃないかと思つてゐるのです。最近は私なんぞ、こういう時間に郵便局の方がやってくるんだなと思つておるのでですが、労務上そういう問題はどういうふうになつておるのか。

ころに募集もしくは集金に参るということは極めて非効率でございますので、この点については労働組合と十分意思疎通をしながら、昨年の春ごろから勤務時間の二時間繰り上げ、繰り下げという弾力化の措置を講じてまいっておるわけでござります。したがいまして、正規の勤務時間が八時半からということになりますと、それを上下二時間勤務時間を繰り上げ、繰り下げるということでございまますので、先生がお宅にお帰りになつたころお伺いをするというのはその中の訪問活動というふうに相なると思ひます。しかしながら、そ

○佐藤(祐)委員 今回の簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正案の一つのポイントは、社債、外国債の保有権をそれを従来の百分の十から百分の二十に広げるという点であります。その理由につきまして、現在資金の三分の一を充てて いる 市場運用をさらに有利な運用を図りたいのだという説明であります。具体的にどうい う 見通しを持つておられるのかどういう点をまずお聞きしておきたい。

○相良政府委員 先生御指摘のとおり、総体的な運用といたしまして、三分の一を財投機関、三分

重を期してというのがあるわけですが、実態は保有率は相当急ピッチでふえてきているわけです。しかも、六十一年度末は五・六%ということで、近いうちに一〇%を超えるような事態が予見されるので今回の法改正をやるのだということであつたわけですが、ここ数年具体的にどういうものがあつてきてているのでしょうか、簡潔にお願いします。

○相良政府委員 外国債の運用を始めましたのは五十六年度からでございますけれども、それは年金の方でございまして、投資額は比較的少なかつふえてきているのでしょうか、簡潔にお願いしま

民業の保険に加入するとなると既往の病歴はどうとか現在の健康状態はどうとか随分厳格なわけであります。しかし、簡易保険の場合はそこは非常に簡便にということなんでありますけれども、トラブルは全くないであろうか。例えば保険事故が発生した、亡くなつた、加入する直前に実はガンが発生しておつたとか、あるいは物すごい高血圧でいつ契約しておる保険上の事故が起くるかわからぬという状況がちゃんとあつたにかかわらず簡単に加入契約ができた、保険事故が起こりました。こういうようなトラブルはどういうふうに処理をし、現状そんな事例が実際上はどの程度あるのかということを、時間がございませんので簡単に御答弁願いたいと思います。

したことではございませんので、その点は十分チエックもしてまいりたいというふうに考えております。それから、簡易保険あるいは年金をめぐらましての加入者の方とのトラブルはどう処置をしておるかというお尋ねでございます。私どもの方には簡易生命保険郵便年金審査会という一つの審査会を法的に設置いたしております。これは各大学の法律関係あるいは医学部関係の教授あるいは法務省の局長という方々に委嘱をいたしまして、全国の加入者の方から保険をめぐらしていろいろ御不審あるいは御不満があつた場合、そこにおきましてよく事情を聴取いたしましてその処理あるいは解決に当たるという機能を

ね三分の一を運用しておるということでもいつて
おるわけであります。しかしながら、預託金利の
引き下げ等によりまして財政投融資等で従来運用
をいたしておりました部分の利回りが急速に低下
をしてしまつておることもありまして、有利に運
用ができる部分では精いっぱいの有利運営を図つ
ていくということもまた私どもに課せられた一つ
の使命でございますので、その部分が社債あるい
は外国債という分野になる。さらに、株式という
のが長い目で見ました場合、これはまたキャピタ
ルゲイン等の関係で有利運用と言えますので、株
式にタッチをする形での運用を図りたい、そうい
うことと、それぞれの範囲の拡大あるいは保有制
限を緩和していくなどということをお願いし、そ

先生御指摘のように、最近在宅率と申しますか、自宅に在宅をしておる時間帯に非常に変化があるじでまいっております。これは、一つは婦人の条件等についてでございます。

果たしてもらつておるわけでござります。現在のところ、この審査会を年間二回ないし三回程度開いておりますが、一回にかかる事案は少ないと見てと五、六件、多いときでも十件にはならない程度の発生ということで、そこではほとんど審査会

の成功によりまして少しでも利回りを上げていく
ということを考えております。
昨今の金利をめぐる状況から申しましてそれが
どの程度有利運用に回るかということはなかなか
計算も難しいわけでござりますけれども、こうい

○佐藤(祐)委員 先日、米国債、いわゆる三十年物の落札が大変注目されました。当初は生命保険などのいわゆる機関投資家は買い控えるのではないかと言われておったのが、ふたをあけてみると日本勢が四五%も落札したということで、大変話

そういうことが有利運用につながるというふうに思
うわけでございます。

○佐藤祐(祐)委員 どうも考えが私は違うと思いま
す。そういう危険な方向に進む。なるほど事業団
から五・二で入ってくるといふ仕掛けにはなつ
ていますが、事業団そのものが大変危険な可能性
のあるそういうものに手を出していこう、むしろ
そういう目的で事業団をつくるといふ改正であり
ますから、これは非常に重大問題だ、もちろん反
対であるということであります。

時間が迫ってまいりましたので、次に、郵政事
業全般にかかる問題といいますか、若干お尋ね
をしたいと思います。

ことしの三月ですが、東京中郵に行つたので
す。東京中央郵便局ですね。そのときに休養室、
これは労働安全衛生法で設置が義務づけられてお
るので、休養室は当然あるのでしょうかねとい
う話をしましたところが、ないという返事であつ
て、びっくりしたのです。東京中郵といいますと
日本の代表的な郵便局で、たしか二千人前後いら
つしやつたと思います。そういうところで休養室
もないというので大変びっくりしたのですが、現
状はどうなっているのか、東京中郵を含めてお答
えいただきたい。

○森本政府委員 お尋ねの休養室の問題でござい
ますが、これは先生御案内とのおり、労働安全衛
生法の二十三条に基づきまして、一定規模以上の
事業所は休養室あるいは休養所といふものを、こ
れは中身は労働者が臥床、床に横たわることがで
きる、こういう施設を用意しなければならないと
いう決めが労働安全衛生規則に定められておる
ところです。お尋ねの東京中央ではこうして臥床
ができる設備は当然のことと用意ができる
ておるというふうに私ども考えておるところでござ
います。

なお、お尋ねの東京中央以外はどうかといふこと
とでございますが、これも労安則の規定に基づき
まして、常時五十人以上の労働者を使用するとき
はその設備をしなければならない、あるいは女子

が三十人以上の場合も同様とする、こういう規定
がございますので、この規定にのっとって各郵便
局でも同様の施設ができるものと考えておる
すか、現場の長がないと言うのですから。局長と
話をしたのですよ。休憩できる簡単なところはあ
ります。休憩室というのは、今もおつしやつた
けれども、規則で「労働者がが床することでき
る休養室又は休養所」をつくらなければならぬと
いうことです。臥床するというのは、地べたに
寝転べばいいということじゃありませんよ。東京
中郵を実際に点検されましたか。点検して言つて
おられるのですか。

○森本政府委員 東京中央郵便局では、男子の休
憩室が各階にございます。そしてまた、女子の休
憩室も三カ所にございます。その他、医務室もござ
います。そうした状況の中で、お尋ねの労安則
の六百八十八条の施設を満たす施設にこれらが適合
するというふうに考えておるところでございま
す。

○佐藤祐(祐)委員 大変珍論を聞きました。休憩室
があることは私も知っています。でも、休
憩室というのははっきりと違うんですね。そこ
はそういう認識ではなくて改めていただきたい、
そう思います。

それからもう一点。この規則では、「常時五十
人以上又は常時女子三十人以上の労働者を使用す
るときは、労働者がが床することできる休養室または
又は休養所を、男子用と女子用に区別して設けなければ
ならないこととされており、当省においてはこれ
を満たしていない事業場はない」と我々は認識をいた
しております。

○佐藤祐(祐)委員 最後重ねて、そういう答弁メモ
があるので、お尋ねの東京中央では、確かに「常時五十
人以上又は常時女子三十人以上の労働者を使用す
るときは、労働者がが床することできる休養室または
又は休養所を、男子用と女子用に区別して設けなければ
なければならない」ということが定められておる
わけです。ところが、もう時間がありませんので
言つてしまいますが、この前いただいた資料
ですね、少し古いので現状どうなっているのか
も含めて聞きたのですが、簡保の事務センター
で五カ所、それから貯金事務のセンターで六カ
所、もちろんいずれも働いている人の数は多いわ
けです。ここには男女別ではなくて一カ所しかな
かつたということを先日お聞きしたのですが、ど

うなつておるでしょうか。

○森本政府委員 お尋ねの、簡易保険事務セン
ターあるいは貯金事務センターのことかと思われ
ますが、これらについても、ただいま申し述べま
したような形で施設は整備されておるものと認識
しておるところでございます。

○佐藤祐(祐)委員 ぜひそれは調べ直してください
い。一カ所しかないという資料をもらつてあるの
だから。男女別はない。これはそちらからいた
だいた資料ですよ。場所まで特定されているので
す。貯金事務センターでいえば金沢、京都、下
関、熊本、仙台、山形、福島では岐阜、京都、高
松、仙台、札幌、ここでは男女別になつておら
ぬ、一カ所だということなのです。

大臣、お聞きのよな状態でありまして、だか
ら非常に掌握が不足しているといいますか、休憩
室を休憩室と強弁してみたり、実際に二カ所、男
女別に、政府の決めた方針で政府の機関がやつて
いないというのは、これは私は実にゆきしきこと
だと思うのです。こういう点、ぜひ厳重に指導改
善を進められるように、大臣に最後に御所見をお
聞きして、終わります。

○唐沢国務大臣 常時五十人または常時女子三十
人以上の労働者を使用する事業場におきまして
は、労働者が臥床することできる休憩室または
休憩所を男子用と女子用に区別して設けなければ
ならないこととされており、当省においてはこれ
を満たしていない事業場はない」と我々は認識をいた
しております。

○関谷委員 ただいま議題となりました修正案に
つきまして、提出者としてその趣旨を御説明申し
上げます。

案文はお手元にお配りしてあるとおりでござ
います。この修正案は、自由民主党提案に係るものでござ
います。

御承知のとおり、この法律案の施行期日につ
ては、政府原案では「昭和六十二年四月一日」と
なつておりますが、現在、既にこれを一ヶ月余り
も経過しているため、法律の公布の日から直ちに
実施できるよう修正するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○深谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
す。

○深谷委員長 この際、簡易生命保険及び郵便
年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険事
務の一部を改正する法律案に対する質疑は終局
いたしました。

年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に対
し、関谷勝嗣君より修正案が提出されておりま
す。

提出者より趣旨の説明を聽取いたします。関谷
勝嗣君。

○深谷委員長 この際、簡易生命保険及び郵便
年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険事
務の一部を改正する法律案に対する質疑は終局
いたしました。

め、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとしております。

第二に、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続または共用に関する協定を締結し、または変更しようとするときは、郵政大臣の認可等を要することとしております。

第三に、第一種電気通信事業者は、提供条件が契約款と異なる電気通信役務、以下約款外役務と言わせていただきますが、これを第二種電気通信事業者に提供するため、約款外役務の提供に関する契約を締結し、または変更しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとしております。

第四に、郵政大臣は、一定の電気通信事業者間の電気通信設備の接続もしくは共用または第一種電気通信事業者の特別第二種電気通信事業者に対する約款外役務の提供に関し、公共の利益を増進するため特に必要かつ適切と認めるときは、当該接続等に関する協定または契約を締結すべきことを命ずることができることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、特別第二種電気通信事業の変更登録に係る規定の整備を行う改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○深谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日月曜日午前十時五十分理事会、午前十一時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に対する修正案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案 放送法及び電波法の一部を改正する法律（放送法の一部改正）

第一条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基づく」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「をいう」を「であつて、中継国際放送以外のものをいう」と改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）の委託により、その放送番組を

外國において受信されることを目的としてそのまま送信することをいふ。

第九条第一項第一号ロ中「及びニに掲げる放

送に該当しない」を「に掲げる放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重疊して行う放送でない」に改め、同号ニ中「テレビジョン多重放送」を「多重放送（超短波放送又は）」に改め、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 超短波文字多重放送（超短波放送の

電波に重疊して、文字、図形又は信号

を送る放送をいう。）

第九条第二項第七号中「外国の放送局」を「外国放送事業者」に改め、同項第八号中「テレビジョン多重放送」を「多重放送」に改める。

第九条の二に次の二項を加える。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行なうことができる。

3 前項の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他郵政省令で定める放送設備に係る事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

第三十二条第一項ただし書中「テレビジョン放送に該当しないもの」を「テレビジョン放送に該当しないもの及び超短波文字多重放送」に改める。

第三十三条の見出し中「命令」を「命令等」に改め、同条に次の二号を加える。

2 第九条の二第二項及び第三項の規定は、協会が前項の規定により郵政大臣から命じられた国際放送を行う場合について準用する。

第三十三条の二を次のように改める。

（多量放送をする無線局の免許の効力）

第十三条の二 超短波放送（放送法第二百三十二条第一号ロの超短波放送をいう。）又はテレビジョン放送（同号ハのテレビジョン放送をいう。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重疊して多量放送（同号ニの多量放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

第二条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

（電波法の一部改正）

第三十三条の二を次のように改める。

（多量放送をする無線局の免許の効力）

第十三条の二 超短波放送（放送法第二百三十二条第一号ロの超短波放送をいう。）又はテレビ

ジョン放送（同号ハのテレビジョン放送をいう。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重疊して多量放送（同号ニの多量放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第九条の二第三項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）を加え、「第三十三条」を「第三十三条」の二に改め、「（当該放送の電波に重疊して、音声その他の音

一項）に改める。

第四十九条の三中「テレビジョン多重放送」を「多重放送」に改め、「その」の下に「超短波放送又は」を加える。

第五十三条中「第四十九条の三の規定は」の下に「超短波放送又は」を加える。

第五十五条第一号中「第九条の二」を「第九条の二第一項及び第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第九条の三」を「第九条の二第三項（第三十二条第一項及び第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。））に改め、同条第二号中「第九条の三」に改める。

第三条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第三十二条第一項及び第二項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第九条の三」に改める。

第二条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のように改める。

（電波法の一部改正）

第三十三条の二を次のように改める。

（多量放送をする無線局の免許の効力）

第十三条の二 超短波放送（放送法第二百三十二条第一号ロの超短波放送をいう。）又はテレビ

ジョン放送（同号ハのテレビジョン放送をいう。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、その放送の電波に重疊して多量放送（同号ニの多量放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第九条の二第三項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）を加え、「第三十三条」を「第三十三条」の二に改め、「（当該放送の電波に重疊して、音声その他の音

約款で定める提供条件と異なる電気通信役務（以下この条及び次条において「約款外役務」という。）を第二種電気通信事業者に提供するため、当該第二種電気通信事業者と約款外役務の提供に関する契約を締結し、又は変更しなければなするときは、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

第三十八条に次の一項を加える。
4 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、一般第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。国内特別第二種電気通信事業者が他の国内特別第二種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするとときも、同様とする。

第三十九条の見出し中「接続又は共用」を「接続等」に改め、同条第一項中「又は共用に関する第一種電気通信事業者間」を「若しくは共用に関する第一種電気通信事業者間の協議（当事者の一方又は双方が一般第二種電気通信事業者であるもの及び当事者の双方が国内特別第二種電気通信事業者であるものを除く。）又は約款外役務の提供に関する第一種電気通信事業者と特別第二種電気通信事業者との間に、「協議をする」これららの協議をするに、「又は共用が」を「若しくは共用又は約款外役務の提供（以下この条において「接続等」という。）が」に、「接続又は共用に関し、前条第一項の規定による協定」を「接続等に關し、前条第一項又は第二項の規定による協定又は契約」に改め、同条第二項中「接続若しくは共用」を「接続等」に改め、「協定」の下に「若しくは契約」を加える。

第四十一条第二項中「特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項」を削る。

第一百十一条第一号中「第四十三条第一項」を「第三十八条第四項、第四十三条第一項」に改める。

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十七条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

最近における国際電気通信役務の需要の多様化等にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行う特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図る等のため、条約その他の国際約束により課された義務の誠実な履行を確保する等の措置を定めるとともに、電気通信設備の接続等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年五月二十六日印刷

昭和六十二年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D